

# 贈収賄防止方針

## 1. 目的

株式会社テラプローブ（子会社を含み、以下「テラプローブ」といいます。）は、ビジネスのグローバル化および贈収賄行為に対する世界的な規制強化の流れを念頭に、贈収賄行為に関するテラプローブの基本的な考え方・ルールの明確化を目的として本方針を制定するとともに、これを遵守し贈収賄行為の発生を未然に防止することで、世界中のお客様の信頼できるパートナーであり続けます。

## 2. 法令遵守

テラプローブは、事業活動を行う国と地域で適用される、贈収賄行為の防止に関するすべての法令を遵守します。

## 3. 贈収賄行為の禁止

### （1）公務員等に対する行為

テラプローブのすべての役員および従業員（臨時従業員、嘱託・パートタイム労働者および派遣従業員を含みます。以下同じ。）は、ファシリテーション・ペイメントを含め、公務員等に対していかなる贈賄行為も行ないません。

### （2）他の事業者に関する行為

テラプローブのすべての役員および従業員は、他の事業者との間でいかなる贈収賄行為も行ないません。

### （3）第三者を通じた行為

（1）および（2）の規定は、テラプローブの役員および従業員による直接の贈収賄行為だけでなく、取引先・代理人などの第三者を通じた贈収賄行為についても適用されます。

## 4. 組織体制の整備

テラプローブは、内部監査制度および内部通報制度を適切に整備し運用することにより、贈収賄行為またはそのおそれのある行為の早期発見および是正に努めます。

## 5. サプライヤーとの協力

テラプローブは、「サプライヤーCSR ガイドライン」において、事業活動を行う国と地域で適用される法令を遵守し、不適切な接待・贈答を行なったり受けたりすることのないよう、サプライヤーのみなさまに求めることで、協力して贈収賄行為の防止に取り組みます。

## 6. 帳簿および記録の管理

テラプローブは、効果的な内部統制システムを整備し、社内規則に従って適正な会計処理を行ないます。公正な会計基準に従って、事実に基づき会計帳簿を合理的な詳細さをもって正確に作成し、関連する記録も含め適切に管理します。

## 7. 教育

テラプローブは、役員および従業員に対し、贈収賄リスクの高低に応じて、贈収賄行為の防止に関する教育・啓発活動を適切に実施します。

## 8. 違反への対応

テラプローブは、役員および従業員がこの方針に違反した場合、社内規則に従い、厳正に処分します。

### 【用語の定義】

- (1) 「公務員等」とは、国内外の以下に該当する者を指します。
  - ①政府または地方公共団体の公務に従事する者
  - ②政府関係機関の役職員
  - ③公的な企業の役職員
  - ④国際機関の役職員
  - ⑤政府または地方公共団体から権限を委任されて事務を行なう者
  - ⑥政党の役職者
  - ⑦公職の候補者
  - ⑧その他上記に準じる者
- (2) 「贈賄」とは、直接・間接を問わず、営業上の不正の利益を得るために、金銭、便益、その他の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束を行なうことを指します。
- (3) 「収賄」とは、不正の利益を図る対価として、自らの職務に関して、金銭その他の利益を第三者に対して要求し、または第三者より收受（收受する約束を含みます。）することを指します。
- (4) 「贈収賄行為」とは、贈賄行為および収賄行為を指します。
- (5) 「ファシリテーション・ペイメント」とは、贈賄行為の一種で、通常の行政サービス（例えば、通関、許可証の発行、ビザの発給等）に係る手続の円滑化のための、法的根拠のない少額の支払いを指します。